

【ABC 消費者情報 Vol. 207】

◎自然災害を理由にした住宅修理トラブルに注意！！

電話で「家屋の被害調査をする、公的機関から委託を受けている」「損害保険金で自己負担なく住宅の修理ができる」「保険申請のサポートをする」などと、損害保険金の申請を代行する契約トラブルにご注意ください。高額な手数料やキャンセル料を請求されることがあります。

○アドバイス

- ・ 保険金の請求は、ご自身で行うことができます。
- ・ 勧誘されてもすぐに契約せず、加入している損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするかなど直接相談しましょう。
- ・ 不安を感じたら、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■警察相談専用電話

Tel: #9110

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512